

改善報告書

令和6（2024）年7月29日

1. 大学名：福島学院大学

2. 認証評価実施年度：令和5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学校教育法第93条第2項に定める教育研究に関する重要な事項で、教授会、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、学長が定めていない点は、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

学校教育法第93条第2項に定める教育研究に関する重要な事項で、教授会、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項について、令和6（2024）年4月1日施行として「学長裁定」を取決め、教職員への周知を図った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

「福島学院大学・大学院・福島学院大学短期大学部 学長裁定」

※以下、審議・決定までの過程が確認できる議事録等

- ・福島学院大学大学教授会議事録【写】（令和6（2024）年3月29日開催）
- ・福島学院大学大学院心理学研究科委員会議事録【写】（令和6（2024）年4月18日開催）

以上

改善報告書

令和6（2024）年7月29日

1. 大学名：福島学院大学

2. 認証評価実施年度：令和5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：4－1

○学校教育法施行規則第26条第5項に定める学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが定められていない点は、改善が必要である。

4. 改善状況及び結果

基準項目4－1について

学校教育法施行規則第26条第5項に定める学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きが具体的に定められていなかったため、教学マネジメントとして、学長の権限のもとに、学生の退学処分、停学等の手続きを定めた「学生の懲戒に関する規程」を制定、令和6（2024）年4月1日付施行として整備し、掲示により学生への周知を図った。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目4－1の資料

「学生の懲戒に関する規程」

※以下、審議・決定までの過程が確認できる議事録等

・学校法人福島学院第1回理事会議事録【抜粋】（令和6（2024）年5月25日開催）

以上

改善報告書

令和6（2024）年7月29日

1. 大学名：福島学院大学

2. 認証評価実施年度：令和5（2023）年度

3. 「改善を要する点」の内容

基準項目：6－3

○学校教育法第93条への対応、学生の懲戒に関する事項について、改善を要する点があり、内部質保証に関して機能性が十分といえないため、改善を要する。

4. 改善状況及び結果

基準項目6－3について

内部質保証機能の改善のため、令和6（2024）年4月1日からの施行として学校教育法第93条に対応した「学長裁定」、及び学生の懲戒に関する具体的な手続きを定めた「学生の懲戒に関する規程」を制定した。

5. エビデンス（根拠資料）一覧

基準項目6－3の資料

「福島学院大学・大学院・福島学院大学短期大学部 学長裁定」

※以下、審議・決定までの過程が確認できる議事録等

・福島学院大学大学教授会議事録【写】（令和6（2024）年3月29日開催）

・福島学院大学大学院心理学研究科委員会議事録【写】（令和6（2024）年4月18日開催）

「学生の懲戒に関する規程」

※以下、審議・決定までの過程が確認できる議事録等

・学校法人福島学院第1回理事会議事録【抜粋】（令和6（2024）年5月25日開催）

以上